

令和 7 年度 岡山県水島港利用促進支援事業費補助金実施要領

1 事業内容

外貿定期コンテナ航路又は国際フィーダー航路を利用してコンテナ貨物の輸出入を行う荷主に対し、その実績に応じて補助金を交付して支援することにより、水島港国際コンテナターミナルの利用促進及び水島港国際コンテナターミナルにおける国際コンテナ貨物取扱量の増加を図る。

2 用語の定義

この公募要領で使用する用語の定義は、「岡山県水島港利用促進支援事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に規定するとおりとする。

3 交付申請等

（１）交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、郵送、持参又は電子申請（岡山県電子申請サービス（以下「県電子申請サービス」という。）によるものに限る。以下同じ。）により交付申請を行わなければならない。

申請者は、郵送又は持参により提出する場合、土曜日、日曜日又は祝日等の閉庁日を除く開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までに提出書類が受理されるよう申請しなければならない。

① 提出方法

ア 郵送又は持参により提出する場合

必要事項を記入し、書類の原本を提出する。郵便等による提出は、書留郵便、配達記録郵便その他これらに準じる方法によるものとする。

イ 電子申請（県電子申請サービス）により提出する場合

必要事項を県電子申請サービスに入力し、書類の電子データを県電子申請サービス上で添付し送付する。PDF 等のデータとすることが困難な場合、郵送での提出も可能とするが、その場合、当該提出書類の原本を提出することとする。

② 申請期限

令和 7 年 10 月 31 日（金）（交付要綱第 6 条第 2 項の規定により期限を繰り上げ、又は延長した場合はその期日）17 時 15 分までに下記提出先へ必着とする。

なお、電子申請により提出書類を提出する場合、上記時間までに県電子申請サービス上で提出が完了しなければならない。

③ 提出先

ア 郵送又は持参により提出する場合

岡山県土木部港湾課 計画振興班

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

Tel : 086-226-7486 Fax : 086-227-5551

イ 電子申請（県電子申請サービス）により提出する場合

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_initDisplay

（２）変更承認申請並びに交付の中止及び辞退

- ① **提出方法** 郵送又は持参に限る。
- ② **申請期限** 事由発生後速やかに提出すること。
- ③ **提出先** （１）③アに同じ。

（３）実績報告

- ① **提出方法** （１）①に同じ。
- ② **申請期限**

令和 8 年 2 月 2 日（月）17 時 15 分までに下記提出先へ必着とする。

なお、電子申請により提出書類を提出する場合、上記時間までに県電子申請サービス上で提出が完了しなければならない。

- ③ **提出先** （１）③に同じ。

4 留意事項

（１）同一のコンテナ貨物の申請について

同一のコンテナ貨物については、重複して申請することはできない。

（２）帳簿書類等の保存

申請者は、補助事業に係る帳簿書類等を補助事業の完了後 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しなければならない。

【提出・問い合わせ先】

岡山県土木部港湾課 計画振興班

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

Tel : 086-226-7486 Fax : 086-227-5551

E-mail: kowan@pref.okayama.lg.jp